. 産業・生活分野

III. 産業・生活分野

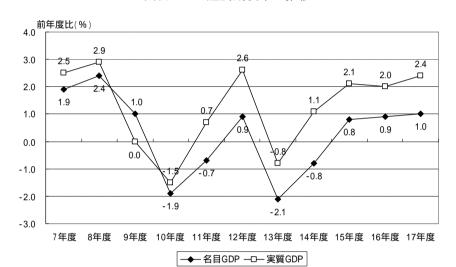
1. 産業振興

(1)社会経済潮流

経済成長

わが国の経済成長率(実質 GDP の前年度比)は、平成 13 年度以降回復し、2 %台前半を維持している。製造業を中心に中小企業の業況は緩やかに改善しているものの、大企業との差は徐々に広がっている。

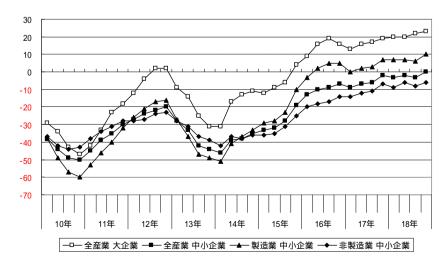
また、アジア諸国では、先進国に比べ総じて高い成長が続くことが予想されており、わが国の相対的地位の低下が懸念されている。



図表 III-1 経済成長率の推移

注釈)平成 17 年度は確報値、平成 16 年度は、前年から新たに利用可能となった基礎統計を反映した確々報値。平成 7~15 年度は遡及改定による数値。

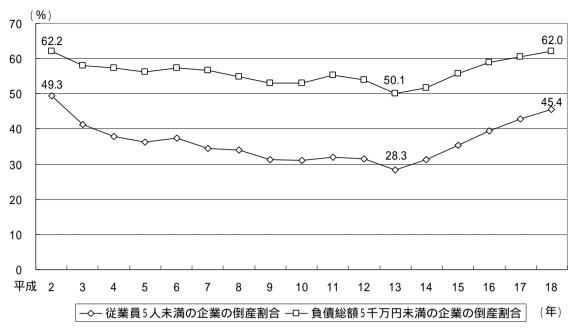
資料)内閣府「平成 17 年度確報(平成 19 年版国民経済計算年報)」(平成 19 年 6 月)より



図表 III-2 規模別、業種別業況判断DIの推移

資料)日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より

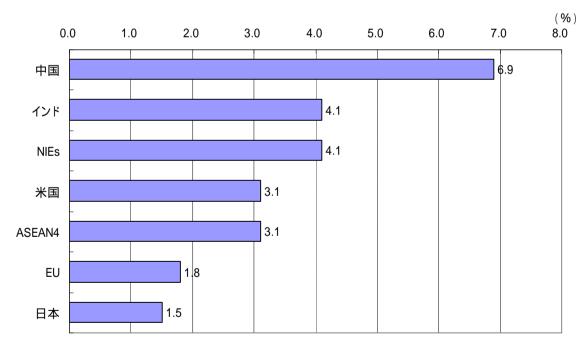
図表 III-3 中小企業の倒産割合の推移



出典) (株)東京商工リサーチ「全国企業倒産白書」

資料)経済産業省「中小企業白書2007年版」より

図表 III-4 内閣府による成長率見通し(平成15~42年)



注釈) NIEs:韓国、台湾、香港、シンガポール

ASEAN4: タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン

資料)内閣府「世界経済の潮流 2004年秋」(平成18年11月)より

産業構造

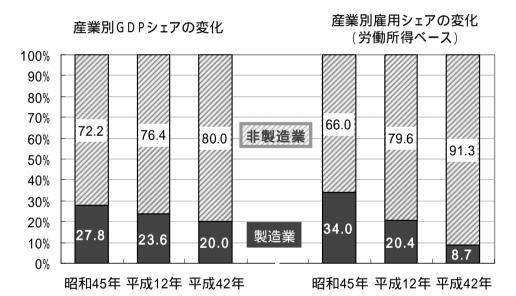
a) 産業構造の転換

わが国の産業構造は、今後非製造業の割合が増加するものと予想されている。

経済産業省では、産業構造の将来展望を踏まえ、我が国経済を牽引し、雇用の場を提供し、さらには各地域に広がりを持って地域経済を支える産業群を戦略的に形成していくために、平成16年5月、「新産業創造戦略」を策定した。さらに、平成17年6月、「新産業創造戦略」のフォローアップに加え、今後重点的に取り組むべき政策の具体化・進化を行うために、「新産業創造戦略2005」を策定した。

これらの戦略においては、世界を勝ち抜く先端産業群、社会ニーズに対応する産業群として、 燃料電池、情報家電、ロボット、コンテンツ、健康・福祉、環境・エネルギー、ビジネス支援 の7つの戦略分野を特定し、その育成を図ることとしている。この7つの戦略分野の市場規模 の拡大とその波及効果については、平成22年において約300兆円の市場に成長すると試算されている。

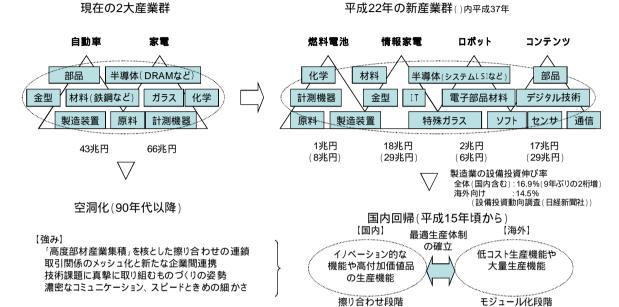
図表 III-5 国内の産業別GDPシェア、雇用シェアの予測 (2030年(平成42年)までの30年毎の変化)



- 注釈)1970年(昭和45年)、2000年(平成12年)は国民経済計算の実績値。2030年(平成42年)の雇用シェアは各部門に支払われた労働所得でみたもの。 産業別シェア には、鉱業、農林水産業を含まない。
- 資料)「日本 21 世紀ビジョン」に関する専門調査会競争力WG「日本 21 世紀ビジョン 競争力WG報告書」(平成 17 年 4 月)より

図表 Ⅲ-6 「新産業成長戦略」重点7分野等の市場規模の見通し

平成22年の新産業群

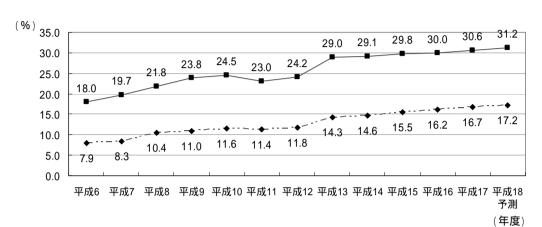


			******	77101X1H	
	重点7分野	経済規模 (年)		雇用規模	(概数)
先端的	燃料電池	1兆円(平成22)	8 兆円 (平成32)	-	-
新産業	情報家電	10兆円(平成15)	18兆円(平成22)	-	-
分野	ロボット	0.5兆円(平成15)	1.8兆円(平成22)	-	-
			6.2兆円(平成37)		
	コンテンツ	11兆円(平成13)	15兆円(平成22)	•	-
市場:-	健康・福祉・	56兆円(平成14)	75兆円(平成22)	551万人(平成14)	750万人(平成22)
ズ対応	機器・サービス				
型分野	環境/エネルギ ー・	52兆円(平成13)	78兆円(平成22)	144万人(平成13)	191万人(平成22)
	機器・サービス				
	ビジネス支援	76兆円(平成12)	107兆円(平成2	627万人(平成12)	750万人(平成22)
	サービス		2)		

資料)経済産業省「経済成長戦略大綱」平成18年7月(上図)、「新産業成長戦略2005」 平成18年6月(下図)より

b) 産業立地の動向

わが国の製造業の海外生産比率は堅調に増加している。一方で、国内の工場立地件数・面積 は、景気回復および国内立地の再評価により、平成14年度以降回復傾向にあり、平成18年度 においては平成14年度の2倍を超える工場立地が行われた。



図表 Ⅲ-7 わが国製造業の海外生産比率の推移

- · ◆- · 国内全法人ベース ─---海外進出企業ベース

- 注釈)・国内全法人ベースの海外生産比率 = 海外現地法人(製造業)売上高/(海外現地

 - ・ 国内主伝入へ一人の海外主座に卒 = 海外現地法人(製造業)元上高/(海外現地法人(製造業)売上高 + 国内法人(製造業)製造業売上高)×100 ・海外進出企業ベースの海外生産比率 = 海外現地法人(製造業)売上高/(海外現地法人(製造業)売上高 + 本社企業(製造業)製造業売上高)×100 ・「海外現地法人」とは、「子会社(日本側出資比率が10%以上の海外法人)」と「孫会社(日本側出資比率が50%超の子会社が50%超の出資を行っている海外法人)」 を指す。
 ・「海外進出企業」とは、「海外現地法人」・平成17年度は見込額として調査したもの。
 - 「海外現地法人」を有する我が国企業を指す。

 - ・平成 13 年度に業種分類の見直しを行ったため、平成 12 年度以前の数値とは断層が 生じている。
- 資料)経済産業省、厚生労働省、文部科学省「2007年版ものづくり白書」(平成 19年6月) より



図表 III-8 工場立地件数・面積の推移

資料)経済産業省「工場立地動向調査」(各年)より

観光

平成 18 年 12 月に「観光立国推進基本法」が成立し、同年 6 月には観光立国推進のための施策として「観光立国推進基本計画」 が策定された。平成 19 年 12 月には、平成 20 年 10 月に「観光庁」を新設することが国土交通省と総務省の間で合意されており、国による国際観光振興に向けた取り組みが強力に進められている。

また、観光は経済波及効果が大きく、有力な成長産業の1つとしても期待されている。

図表 III-9 観光立国の実現に向けた目標

訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000 万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す。【平成18年:733万人】

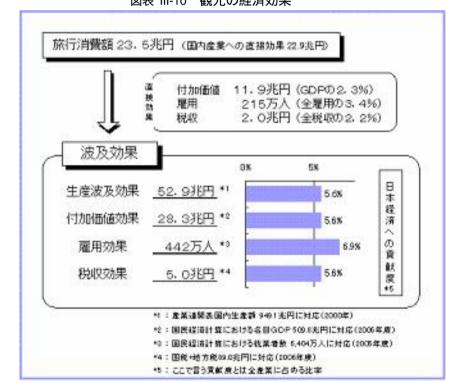
我が国における国際会議の開催件数を平成 23年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。【平成17年:168件】

日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年度までにもう1泊増やし、年間4泊にすることを目標とする。【平成18年度:2.77 泊】

日本人の海外旅行者数を平成22年までに 2,000万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。【平成18年:1,753万人】

旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを目標とする。【平成17年度:24.4兆円】

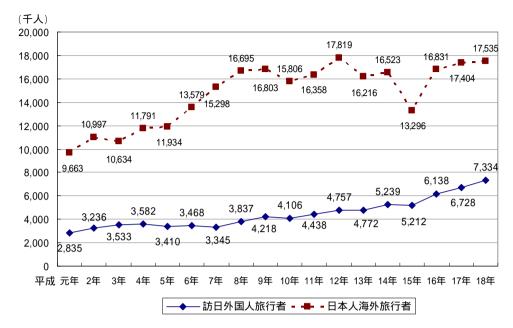
資料)「観光立国推進計画」(平成 19 年 6 月) より



図表 III-10 観光の経済効果

出典)国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/koukendo.html)



図表 III-11 訪日外国人旅行者、日本人海外旅行者の推移

資料)国土交通省「平成16年版観光白書」(2004年7月)「平成18年版観光白書」(2006年7月)より

図表 III-12 主要国における出入国旅行者数ランキング

主要国における出入国旅行者数国際ランキング

我が国は出国旅行者数(アウトバウンド)に比べて入国旅行者数(インバウンド)が少ない

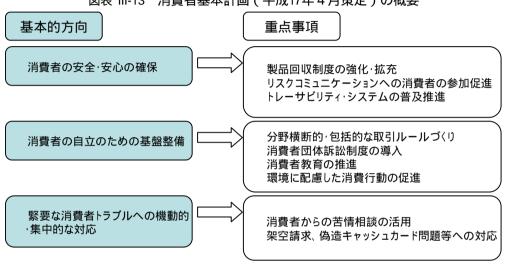


出典)国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/koukendo.html)

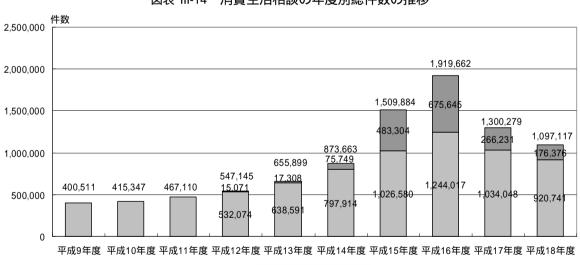
消費者行政

近年の消費者トラブルの急増や、その内容の多様化・複雑化等、消費者を取り巻く経済社会 環境の変化を受け、平成 16 年 6 月、消費者基本法が 36 年ぶりに改正された。同法改正により、 消費者政策の基本理念として、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」が位置づけ られた。政府は平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を対象とした消費者基本計画を翌年 6 月に定め、消費者の安全・安心の確保、消費者の自立のための基盤整備等に向けた施策を推 進している。



図表 Ⅲ-13 消費者基本計画(平成17年4月策定)の概要

出典)内閣府「ハンドブック消費者 2007」(平成 19年6月)



図表 III-14 消費生活相談の年度別総件数の推移

注釈) 平成 19 年 5 月末日までの登録分。架空請求の件数は平成 12 年度以降を集計。 資料)独立行政法人国民生活センター「消費生活年報 2007」(平成 19 年 10 月)より

□架空請求外 □架空請求

(2) 江東区の現状

現状

- a) 地域産業
- a.1. 事業所

事業所数・従業者数

区内の平成 18 年の事業所数 (総数) は、18,681 件となっており、平成 13 年 (前回調査) から 1,687 件の減少となっている。区内事業所の従業者数は 288,925 人で、平成 13 年 (前回調査) から 24,195 人の増加となっている。本区内・都区部の事業所数 (総数)・従業者数の推移を、昭和 56 年を基準とした指標値でみると、事業所数の減少率は都区部よりも大きく、従業者数の増加率は都区部よりも大きくなっている。

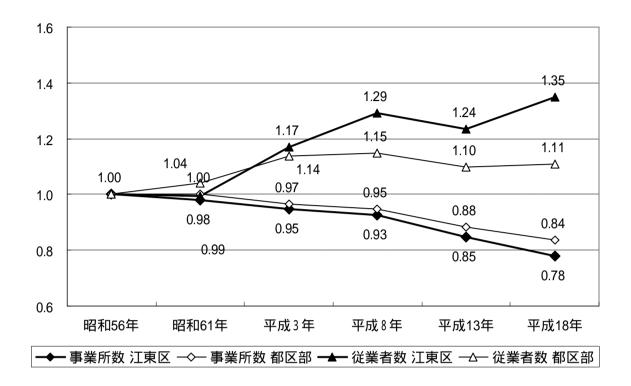
また、都区部と比較してみると、本区内の事業所数(総数)は 23 区中 17 位、従業者数は 23 区中 8 位となっている。



図表 III-15 江東区の事業所数(総数)・従業者数の推移

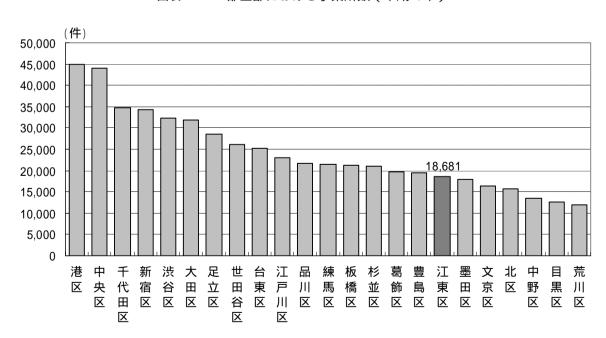
資料)総務省「事業所・企業統計」より

図表 III-16 江東区内・都区部の事業所数(総数)・従業者数の推移 (昭和56年を基準とした指標値)

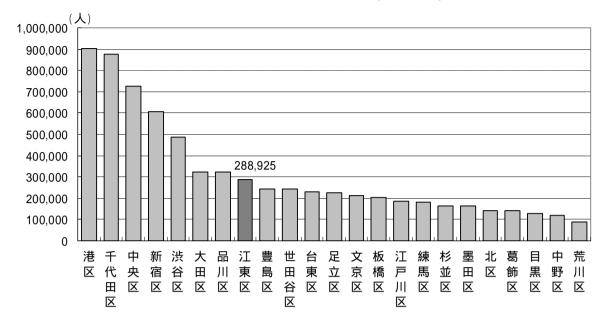


資料)総務省「事業所・企業統計」より

図表 III-17 都区部における事業所数(平成18年)



資料)総務省「事業所・企業統計」より



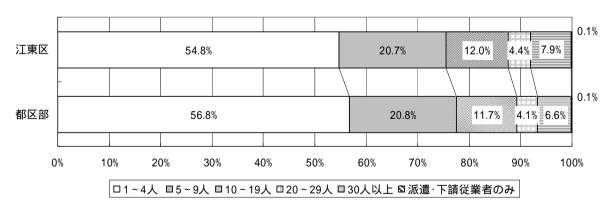
図表 III-18 都区部における従業者数(平成18年)

資料)総務省「事業所・企業統計」より

事業所規模

本区内の民営事業所を従業者規模別にみると 1 ~ 4 人規模の事業所が 54.8% (10,032 件) で最も多く、20 人未満の事業所が民営事業所全体の 87.5% (16,033 件) を占めている。

都区部と比較すると、江東区の従業者 1 ~ 4 人規模の事業所数割合は都区部よりも 2.0 ポイント低く、従業者 30 人以上の事業所数割合は都区部よりも 1.3 ポイント高くなっている。

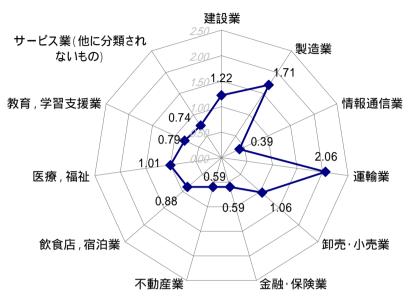


図表 III-19 江東区の従業者規模別の民営事業所数割合(平成18年)

資料)総務省「事業所・企業統計」より

業種

本区の産業分類別事業所数の特化係数^{注釈 1}をみると、建設業、製造業、運輸業、卸売・小売業、医療・福祉で 1 を超えている。特に、運輸業は 2.06、製造業は 1.71 と 1 を大きく超えている。



図表 III-20 江東区の産業分類別事業所数の特化係数(平成18年)

- 注釈 1) 産業分類別事業所数の特化係数:産業分類ごとの事業所数構成比を都区部の構成比で除した値。特化係数が1を超えれば、その産業分類は都区部の水準を上回る水準で集積していることを示す。
- 注釈 2) 江東区内の事業所数が少ない農林漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス事業、公務 (他に分類されないもの) は除外している。
- 資料)総務省「事業所・企業統計」より

働く場所とすまいの関係

平成 17 年の区内に常住する 15 歳以上就業者は 220,581 人、区内で従業する 15 歳以上就業者数は 301,863 人と、後者が 81,282 人多くなっている。

区内に常住する 15 歳以上就業者のうち区内で従業する人は 93,059 人(42.1%)、区外で従業する人は約 127,522 人(57.9%)で、区外で従業する人の方が多くなっている。区外で従業する人のうち、特別区部内で従業する人は 113,642 人(51.5%)と、全体の約半数を占める。

区内に常住する 15 歳以上就業者数を平成 12 年(前回調査)時点と比較すると、全体では 14,022 人の増加となっている。うち区内で従業する人は 1,224 人の減少、区外で従業する人は 15,246 人の増加となっており、とりわけ、区内かつ自宅で従業する人の減少(3,521 人)、区外かつ特別区部で従業する人の増加(14,076 人)が目立つ。

区内で従業する 15 歳以上就業者数 301,863 人のうち、区外に常住する人は 208,804 人と全体の約7割を占め、区内に常住する人を上回っている。

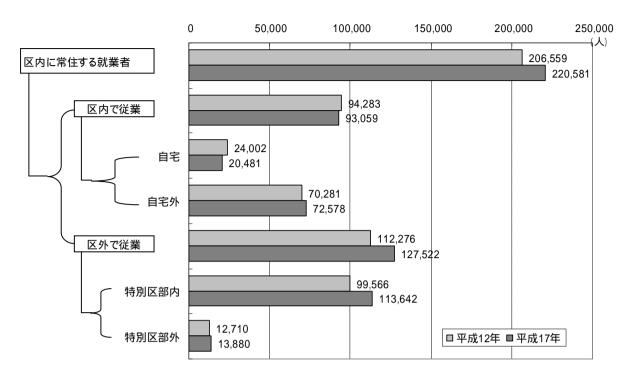
平成 12 年(前回調査)時点と比較すると、区内で従業する 15 歳以上就業者数の増加は 3,544 人で、区内に常住する 15 歳以上就業者数の増加分 (14,022 人)よりも少なくなっている。

四衣 111-21 付別区印にのける10成以上机業有数(八)					
	当地に常住する	当地で従業する	(b) / (c)		
	15 歳以上就業者(a)	15 歳以上就業者(b)	(b) / (a)		
特別区部	4,011,554	6,693,665	1.67		
千代田区	21,053	755,057	35.86		
中央区	48,003	595,546	12.41		
港区	74,581	766,591	10.28		
新宿区	138,598	538,949	3.89		
文京区	93,794	193,874	2.07		
台東区	84,025	221,351	2.63		
墨田区	124,006	155,795	1.26		
江東区	220,581	301,863	1.37		
品川区	174,963	327,590	1.87		
目黒区	120,194	136,191	1.13		
大田区	342,925	350,420	1.02		
世田谷区	376,593	268,522	0.71		
渋谷区	90,257	390,276	4.32		
中野区	131,513	107,242	0.82		
杉並区	245,281	161,047	0.66		
豊島区	115,193	224,917	1.95		
北区	160,978	137,157	0.85		
荒川区	91,347	86,999	0.95		
板橋区	250,491	202,867	0.81		
練馬区	274,192	178,289	0.65		
足立区	306,317	240,301	0.78		
葛飾区	215,044	146,250	0.68		
江戸川区	311,625	206,571	0.66		

図表 III-21 特別区部における15歳以上就業者数(人)

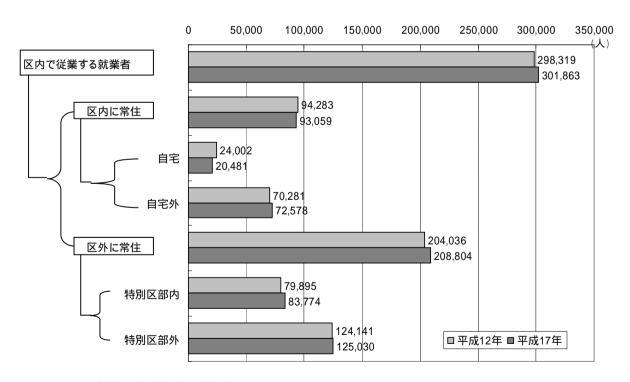
資料)総務省「国勢調査」より

図表 III-22 区内に常住する15歳以上の就業者数の推移



資料)総務省「国勢調査」より

図表 III-23 区内で従業する15歳以上の就業者数の推移

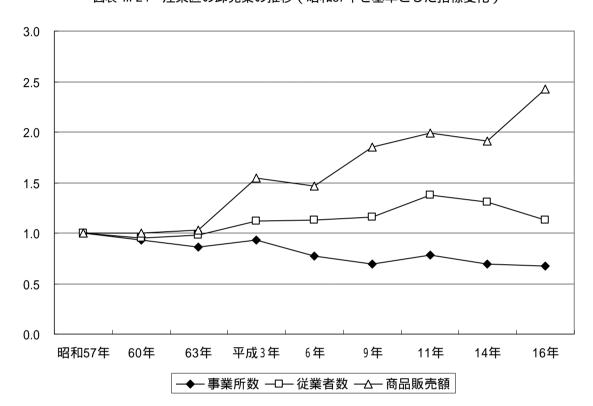


資料)総務省「国勢調査」より

a.2. 商業

卸売業

区内の卸売業の事業所数は 1,802 店、従業者数は 26,248 人と、平成 14 年(前回調査)に引き続き減少している。一方、商品販売額は 3,596,182 百万円と、平成 14 年(前回調査)よりも大きく増加している。また、都区部と比較してみると、本区の卸売業事業所数は 23 区中 10 位、販売額は 9 位となっている。



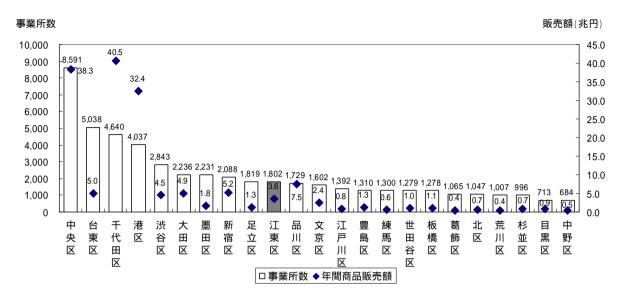
図表 Ⅲ-24 江東区の卸売業の推移(昭和57年を基準とした指標変化)

資料)経済産業省「商業統計」より

	事業所数(店)	従業者数(人)	商品販売額(百万円)
昭和 57 年	2,684	23,170	1,482,556
昭和 60 年	2,504	21,911	1,475,368
昭和 63 年	2,310	22,611	1,531,946
平成3年	2,487	25,897	2,287,113
平成6年	2,081	26,114	2,168,100
平成9年	1,869	26,939	2,740,877
平成 11 年	2,097	31,777	2,943,381
平成 14 年	1,853	30,188	2,831,824
平成 16 年	1,802	26,248	3,596,182

図表 III-25 卸売業の推移

資料)経済産業省「商業統計」より



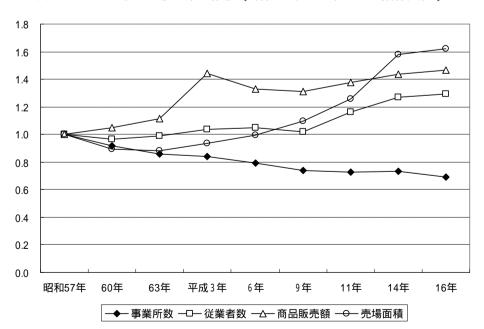
図表 III-26 都区部における卸売業の事業所数および販売額(平成16年)

資料)東京都「商業統計調査報告」より

小売業

区内の小売業の事業所数は 3,107 店と、平成 14 年 (前回調査)から 189 店の減少となっているが、従業者数、商品販売額、売場面積はいずれも平成 14 年より増加しており、小売店舗の大規模化が進んでいるものと考えられる。

また、都区部と比較してみると、本区の小売業事業所数、販売額はともに 23 区中 16 位となっている。



図表 III-27 江東区の小売業の推移(昭和57年を基準とした指標変化)

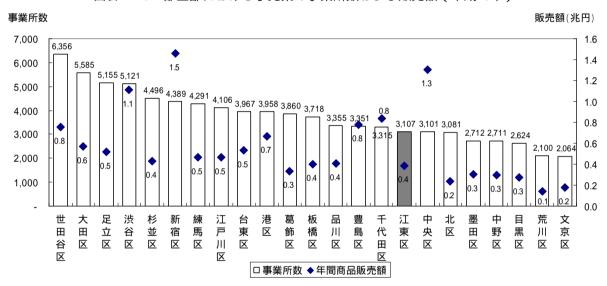
資料)経済産業省「商業統計」より

図表 III-28 江東区の小売業の推移

	事業所数(店)	従業者数(人)	商品販売額 (百万円)	売場面積(m²)
昭和 57 年	4,495	17,344	262,473	204,394
昭和 60 年	4,133	16,788	274,654	182,675
昭和 63 年	3,857	17,140	292,830	180,311
平成3年	3,775	18,016	377,874	191,370
平成6年	3,572	18,214	349,435	203,383
平成9年	3,334	17,663	343,838	224,084
平成 11 年	3,276	20,117	361,582	256,508
平成 14 年	3,296	22,034	376,871	323,384
平成 16 年	3,107	22,452	384,918	331,784

資料)経済産業省「商業統計」より

図表 III-29 都区部における小売業の事業所数および販売額(平成16年)



資料)東京都「商業統計調査報告」より

商業立地

区内には54の商店街が立地している。このうち、約4分の3にあたる41商店街が深川地区、 亀戸・大島地区に立地する一方、南部地区の商店街は2つのみとなっている。

大型店舗は60店舗(平成19年1月1日申請ベース)が立地しており、うち亀戸・大島地区が19店舗で最も多くなっている。南部地区での大型店舗数は商店街数を大きく上回っており、地区ごとに商業立地の特徴が異なる。

図表 Ⅲ-30 江東区における商業の分布

	n.					
地区	商店街数	大型店舗数	小売店舗面積の合計 が 1000 ㎡以上の 大規模小売店舗	特定商業施設要綱適用 施設(小売店、飲食店、 興行場等の営業面積 が 500 ㎡以上)		
深川地区	18	16	11	5		
亀戸·大島地区	23	19	13	6		
砂町地区	11	8	7	1		
南部地区	2	10	6	4		
臨海地区	0	7	6	1		
計	54	60	43	17		

注釈)平成19年1月1日現在の届出状況。大型店舗は、その後廃業や移転している場合がある。

各地区は以下の通り。

深川地区…南部、臨海部を除いた西部

亀戸・大島地区…亀戸、大島

砂町地区...北砂、東砂、南砂

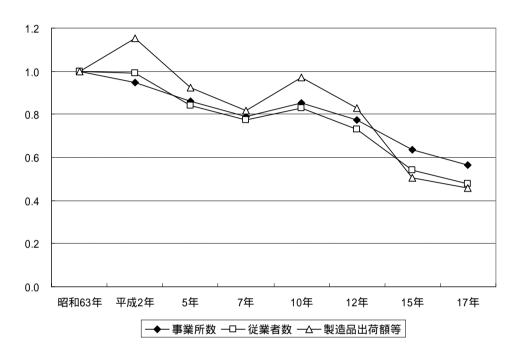
南部地区...豊洲、潮見、辰巳、東雲、新木場

臨海部地区...有明、青海

a.3. 工業

事業所数・従業者数・製造品出荷額等

平成 17年の区内の製造業に属する事業所は 2,380事業所で、従業者数は 17,090人、製造品 出荷額等は360,024百万円となっている。事業所数、従業者数、製造品出荷額等とともに平成 12 年調査からの減少傾向が続いている。都区部と比較してみると、本区の事業所数は23区中 8位、製造品出荷額等は5位となっている。



図表 III-31 江東区の工業の推移(昭和63年を基準とした指標値変化)

注釈)製造業に属する事業所を対象

資料)経済産業省「工業統計調査」より

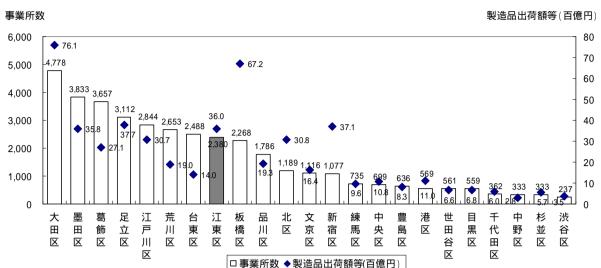
製造品出荷額等 事業所数 従業者数(人) (百万円) 昭和63年 4,222 35,856 785,290 35,580 平成2年 3,992 906,605 平成5年 3,628 30,159 726,125 平成7年 3,339 27,693 642,761 平成 10 年 29,791 3,603 761,751 平成 12 年 3,265 26,121 652,050 平成 15 年 2,687 19,347 397,052 平成 17 年 17,090 2,380 360,024

図表 III-32 江東区の工業の推移

注釈)製造業に属する事業所を対象

資料)経済産業省「工業統計調査」より

1. 産業振興

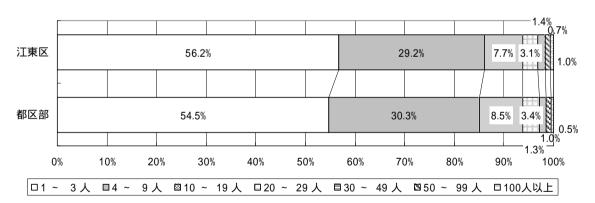


図表 III-33 都区部における事業所数および製造品出荷額等(平成16年)

注釈)製造業に属する事業所を対象 資料)経済産業省「工業統計」より

事業所規模

本区内の製造業に属する事業所を従業者数別にみると、都区部よりも 10 人未満の小規模な事業所が比較的多くなっている。

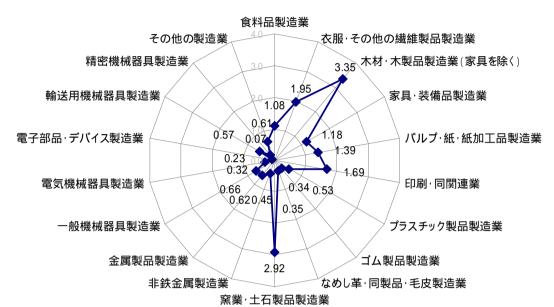


図表 III-34 江東区の従業者数別事業所数割合(平成17年)

注釈)製造業に属する事業所を対象 資料)経済産業省「工業統計」より

業種

区内の製造業に属する事業所の業種(中分類)を都区部と比較してみると、本区は、木材・木製品製造業(家具を除く)、窯業・土石製品製造業、衣服・その他の繊維製品製造業、印刷・同関連業、パルプ・紙・紙加工品製造業、家具・装備品製造業の比率が高くなっている。



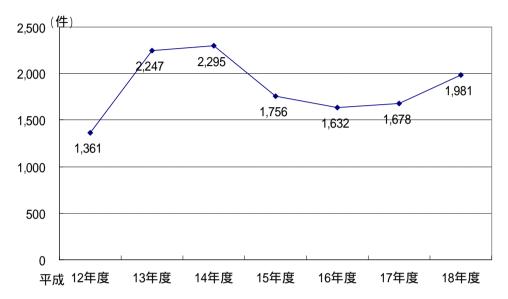
図表 III-35 江東区の産業分類別事業所数(製造業)の特化係数

- 注釈 1) 産業分類別事業所数の特化係数:産業分類ごとの事業所数構成比を都区部の構成比で除した値。特化係数が1を超えれば、その産業分類は都区部の水準を上回る水準で集積していることを示す。
- 注釈 2) 事業所数の少ない飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、鉄鋼業、情報通信機械器具製造業は除外している。
- 資料)経済産業省「工業統計」(平成17年)より

a.4. 中小企業支援

経営安定化の支援

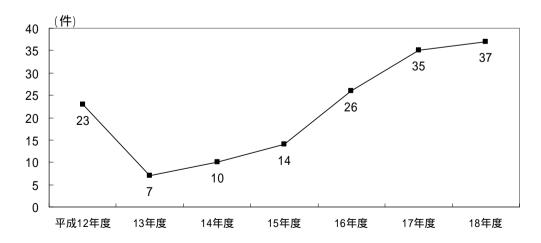
中小企業を対象とした融資貸付件数は、平成 15 年度より減少に転じたが、平成 18 年度の融資貸付件数は 1,981 件と、前年度より 303 件増加している。



図表 III-36 融資貸付件数の推移

新事業、新製品、起業の支援

区内在住者による区内での創業を対象とした創業支援資金融資の貸付件数は、平成 14 年度以降年々増加しており、平成 18 年度は 37 件となっている。また、中小企業が行う新製品・新技術に関する研究開発に対して経費の一部を補助する新製品・新技術開発支援事業による製品化件数の累計は、平成 18 年度までで 22 件となっている。



図表 III-37 創業支援資金融資貸付件数の推移

後継者・技能者の育成

地域産業における後継者・技能者の育成を目的として、産業スクーリング事業やインターン シップ事業等を実施している。

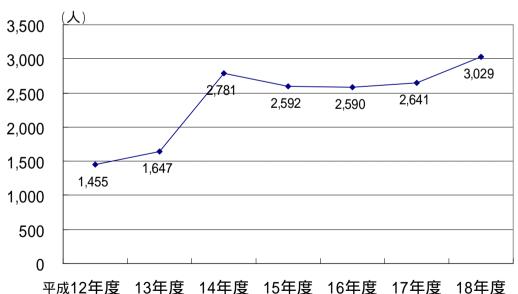
産業スクーリング事業では、小・中学生や保護者を対象に、体験学習や工場見学を実施する 中小企業に対して、教材費等や、必要な工事、設備の改善経費に対して補助を行っている。平 成20年2月現在の受け入れ事業所は、本区の地場産業である木製品、衣服・繊維製品製造、 窯業製品など36事業所となっており、平成18年度の受け入れこども数は3,029人と前年度よ リ388 人増加している。

インターンシップ事業では、高校、大学及び技術専門校等の学生を対象にインターンシップ を実施する中小企業の事業所に対して補助を行っている。平成20年2月現在の協力事業所は 21 事業所となっている。

111-38 性果人グーリング事業支げ入れ			
職業分類	事業所数		
木製品	4		
衣服·繊維製品製造			
(ニット縫製業等)	3		
窯業製品(ガラス加工			
(江戸切子等))	19		
出版·印刷業	2		
その他	8		
計	36		

図表 Ⅲ-38 産業スクーリング事業受け入れ事業所数

注釈)事業所数は平成19年8月20日現在

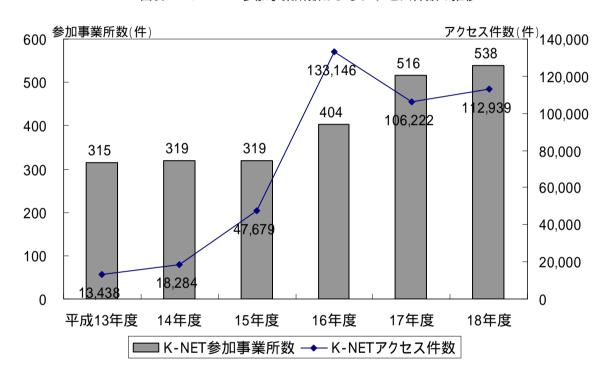


図表 III-39 産業スクーリング事業による受け入れこども数の推移

産業情報ネットワークの構築

インターネットを活用した区内中小企業の IT 化を推進するため、総合的な IT 化支援サイト (ホームページ) K-NET を立ち上げ、企業紹介やリアルタイムなニュースの発信、求人情報 の発信ができる「ビジネス情報」コンテンツに加え、各種イベントやフリーマーケット情報、サークル情報など、一般利用者向けの地域情報コンテンツを提供している。

K-NET 参加事業所数は、K-NET が本格稼働した平成 13 年度から 15 年度にかけては横ばいて推移していたものの、平成 16 年度以降増加しており、平成 18 年度は 538 件に増加している。アクセス件数は、立ち上げ以降年々増加しているが、平成 16 年 4 月からの K-NET 加入無料化に伴って、高水準の推移を示している。



図表 III-40 K-NET参加事業所数およびアクセス件数の推移

1. 産業振興

b) 観光

三十三間堂跡

四世鶴屋南北住居跡

隅田川三名橋(新大橋,清洲橋,永代橋)

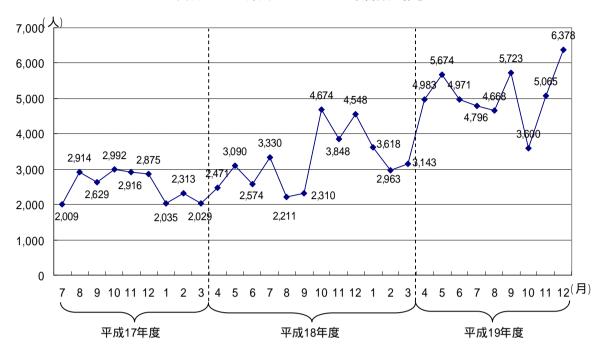
牡丹園

洲崎神社 深川七福神

区内の主な観光名所を地区別にみると、深川地区を中心とした内陸部では、史跡や寺社など 歴史的資源が中心となっている。一方、臨海部では、科学館や展示館などの学習施設や、キッ ザニアなど、テーマ性のある娯楽施設が立地しており、訪日外国人も含めて多くの観光客が訪 れる都内でも有数の観光スポットとなっている。

平成17年7月からは、深川地区と臨海部を結ぶシャトルバス(深川シャトル)が運行(土・日曜及び祝日)しており、観光客の移動手段として利用されている。平成18年7月からは、城東地区と臨海部を結ぶ路線に、深川シャトルと同様に観光名所をラッピングしたバス(城東シャトル)も運行されており、各地区の観光名所をPRしている。

図表 Ⅲ-41 江東区内の主な観光名所					
深川エリア	城東エリア	臨海部エリア			
芭蕉記念館	亀戸天神社	キッザニア東京			
深川神明宮	龍眼寺	がすてなーに ガスの科学館			
のらくろ館と工匠壱番館・弐番館	普門院	虹の下水道館			
霊巌寺	香取神社	水の科学館			
清澄庭園	中川船番所資料館	日本科学未来館			
深川江戸資料館	富賀岡八幡宮	東京ビッグサイト			
東京都現代美術館	仙台堀川公園	パレットタウン			
深川不動堂	石田波郷記念館	第五福竜丸展示館			
富岡八幡宮	亀戸銭座跡	夢の島熱帯植物館			
明治丸	天祖神社	大江戸温泉物語			
萬年橋	梅屋敷跡	若洲海浜公園·若洲公園			
平賀源内電気実験の地	亀戸·大島緑道公園	有明テニスの森、コロシアム			
村田春海の墓	浅間神社	ワンザ有明ベイモール			
雄松院	愛宕神社	テレコムセンター展望室			
紀伊国屋文左衛門の墓	塩なめ地蔵	辰巳の森緑道公園			
雲光院	砂町銀座商店街	東京辰巳国際水泳場			
猿江恩賜公園	中浜万次郎宅跡				
小名木川五本松	四ツ車大八の墓				
横十間川親水公園	南砂緑道公園				
滝沢馬琴誕生の地	亀戸七福神				
間宮林蔵の墓					
赤穂義士休息の地					
小津安二郎誕生の地					
小津安二郎紹介展示コーナー					
採茶庵跡					
伊能忠敬住居跡					
法乗院					
八幡橋(旧弾正橋)					

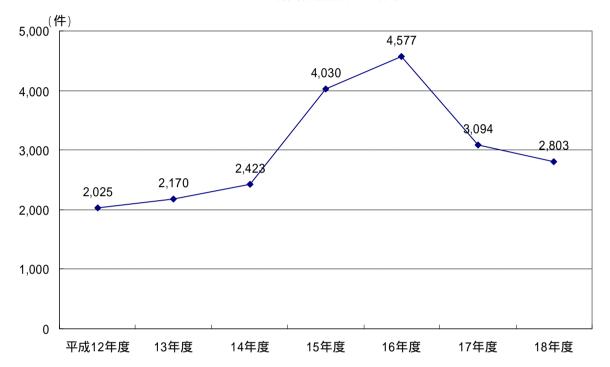


図表 III-42 深川シャトルバス乗客数の推移

注釈) 平成 18 年 9 月 30 日から豊洲駅停車。平成 18 年 12 月 2 日から運行時間 2 時間延長 (9 時~19 時 往復延 40 本運行)。平成 19 年 3 月 31 日から終始点を日本科学未来 館に変更。

c) 消費生活

区内の消費者相談件数は、近年の消費者トラブルの急増や、消費者を取り巻く経済社会環境の多様化・複雑化により急増し、平成 16 年度には 4,577 件と平成 12 年度の 2 倍を超えた勢いで増加した。平成 17 年度は、前年度から約 1,500 件減少し、3,094 件になったが、これは、大量はがきの配布による手口の「架空請求」が減少したことによるものである。



図表 III-43 消費者相談件数の推移

(3)区民の意識・意向(「江東区民意識意向調査(平成 20年3月)」より)

a) 現在の状況・以前との比較

産業振興に関する区民の評価のうち、現状においては、地域産業について、「魅力ある個店が並び、にぎわいのある商店街の様子」で「良い」が8.1%、「悪い」が37.3%、「区内産業の活発さと中小企業への支援」で「良い」が1.6%、「悪い」が20.6%、「区内産業の後継者が育ち、受け継がれていく様子」で「良い」が0.7%、「悪い」が33.0%で、悪いとする評価が高くなっている。観光については、「観光客が増え、観光が活発化している様子」で「良い」が12.4%、「悪い」が19.4%で、悪いとする評価が高くなっている。消費生活については、「消費者保護に関する啓発や相談体制の充実」で「良い」が1.4%、「悪い」が17.8%で、悪いとする評価が高くなっている。

また、以前との比較においては、地域産業について、「魅力ある個店が並び、にぎわいのある商店街の様子」で「良くなっている」が 5.1%、「悪くなっている」が 33.0%、「区内産業の活発さと中小企業への支援」で「良くなっている」が 2.3%、「悪くなっている」が 12.4%、「区内産業の後継者が育ち、受け継がれていく様子」で「良くなっている」が 1.0%、「悪くなっている」が 26.1%で、状況は悪化されているとする評価が高くなっている。観光について

は、「観光客が増え、観光が活発化している様子」で「良くなっている」が 17.5%、「悪くなっている」が 5.0%で、状況は改善されているとする評価が高くなっている。消費生活については、「消費者保護に関する啓発や相談体制の充実」で「良くなっている」が 3.1%、「悪くなっている」が 7.6%で、状況は悪化されているとする評価が高くなっている。

図表 III-44 現在の状況 回答率一覧 < 産業振興関連項目 > (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良い (%)	ふつう (%)	悪い(%)	無回答(%)
観光客が増え、観光が活発化している様子	12.4	47.9	19.4	20.3
区内産業の活発さと中小企業への支援	1.6	55.8	20.6	22.0
魅力ある個店が並び、にぎわいのある商店街の様子	8.1	37.5	37.3	17.1
区内産業の後継者が育ち、受け継がれていく様子	0.7	45.4	33.0	20.9
消費者保護に関する啓発や相談体制の充実	1.4	60.3	17.8	20.5

図表 III-45 以前との比較(4~5年前、それ以降に江東区に住まわれた方は転入当時と比べて) 回答率一覧 <産業振興関連項目 > (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良くなった (%)	変わらない (%)	悪くなった(%)	無回答(%)
観光客が増え、観光が活発化している様子	17.5	53.3	5.0	24.2
区内産業の活発さと中小企業への支援	2.3	59.0	12.4	26.3
魅力ある個店が並び、にぎわいのある商店街の様子	5.1	40.3	33.0	21.5
区内産業の後継者が育ち、受け継がれていく様子	1.0	47.5	26.1	25.3
消費者保護に関する啓発や相談体制の充実	3.1	64.5	7.6	24.7

b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「魅力ある個店が並び、に ぎわいのある商店街の様子」が 23.5%、「区内産業の活発さと中小企業への支援」が 11.5%で、 産業・生活分野の平均 9.1%を上回っている。一方、「区内産業の後継者が育ち、受け継がれていく様子」が 4.8%、「観光客が増え、観光が活発化している様子」が 3.9%、「消費者保護 に関する啓発や相談体制の充実」が 4.9%で、産業・生活分野に関する事項の平均 9.1%を下回っている。

図表 III-46 優先度結果一覧 < 産業・生活分野 > (N=1,302) (ゴシック体は、産業振興関連項目)

あなたの生活周辺環境	優先度(%)
だれもが参加しやすい生涯学習・スポーツの環境	20.1
伝統文化の保護や活用の状況	8.3
地域で芸術文化活動を楽しみ、参加できる機会	7.1
町会・自治会や NPO・ボランティアなどコミュニティ活動の活発さ	9.8
国内外の多様な人々との交流の活発さ	2.0
あらゆる分野に男女が平等に参画し、協働できる環境	4.2
観光客が増え、観光が活発化している様子	3.9
区内産業の活発さと中小企業への支援	11.5
魅力ある個店が並び、にぎわいのある商店街の様子	23.5
区内産業の後継者が育ち、受け継がれていく様子	4.8
消費者保護に関する啓発や相談体制の充実	4.9
産業・生活分野の平均優先度	9.1

注釈)優先度: 1番目に優先すべきとした回答割合(%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

(4)課題

- ・区内の事業所数が減少傾向にあり、既存の集積を活かしながら、地域経済の活性化を図ることが課題となっている。
- ・産業構造、流通構造の変化など中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、技術者の 高齢化の進行等により、技術の継承ができずに技術力・競争力の衰退が懸念される。ただし、 創業支援資金融資や新製品・新技術開発支援事業の実績数は順調に推移していることから、 今後も、消費者ニーズを的確に捉えるとともに、独自の技術を活かした地域産業を育成して いく必要がある。
- ・商業は小売業、卸売業ともに事業所数の減少傾向が続いており、地元商店街等の空き店舗化が進行していることが伺える。大規模小売店舗の進出、消費行動の多様化など、商業を取り巻く環境は激しさを増す一方で、消費者の生活スタイルの変化や、高齢化社会に対応した新しい取組みが求められている。
- ・工業は零細・中小企業が多く、事業所数の減少や出荷額の減少に歯止めがかかっていない状況にある。今後より競争が激化する中で、技術向上や経営力の改善に向けた取組を適切に誘導し、支援していくことが必要である。
- ・国による近年の国際観光振興に向けた取り組みを受け、区としても観光振興に向けた取り組みを積極的に推進していく必要がある。具体的には、史跡や寺社など歴史的資源が多く立地する内陸部と、大規模な娯楽施設が立地する臨海部の2つの特徴的な地域を持つ区の特性を活かした観光振興に取り組んでいく必要がある。
- ・東京都の「観光産業振興プラン」において今後の施策展開のテーマとして「水辺空間の魅力

1.産業振興

向上」が挙げられるなど、近年、身近な水辺空間の利用が見直されている。運河など内部河川に恵まれた江東区ではこれを好機と捉え、新東京タワーの整備などの外部要因も考慮しながら、観光資源としての水辺をより区民に身近で魅力的なものとしていく必要がある。

・少子高齢化に伴う核家族化が進む中、高齢者・若者を対象とした消費者被害は今後も増えるとともに、ますます巧妙化・多様化・複雑化する恐れがある。区としては身近な場所での消費者相談・講座の開催等を充実していく必要がある。

2. 地域コミュニティ

(1)社会経済潮流

ボランティア活動

ボランティアを行っている人の割合はおおむね4人に1人である。ボランティアの実施形態は、町内会・青年団・老人クラブなどの団体に加入して行う割合が増加している。

平成8年 ボランティア行動者率 平成13年 28.9% 71.1% 平成16年 26.2% 73.8%

40%

60%

80%

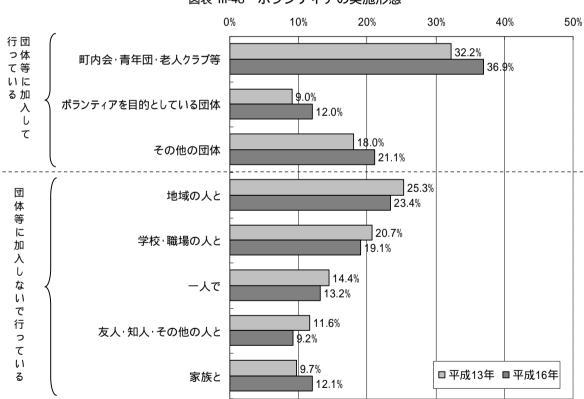
100%

図表 III-47 10歳以上人口におけるボランティア活動行動者率



20%

0%



図表 III-48 ボランティアの実施形態

資料)総務省 「社会生活基本調査」(平成13年、平成16年)より

NPO 活動

阪神・淡路大震災時の目覚ましいボランティア活動が注目され、平成 10 年には特定非営利活動推進法 (NPO 法)が施行された。同法施行以降、NPO 活動は、ますます活動の広がりを見せ、認証団体数も年々増加し続けている。

NPO は、個人によるボランティア活動だけでは提供できない多様なサービスの提供、行政機関とは異なる柔軟性や機動力、専門性や先駆性などの特徴を活かして、自らの組織目標達成のために継続的な社会貢献活動を展開することができる。このため、多様化する住民ニーズを住民主体で解決していこうとする新しい公共の担い手として、また、地域における行政のパートナーとして、期待が高まっている。

(2)江東区の現状

現状

a) 町会・自治会

0

平成7

8

9

10

11

12

本区の世帯数は年々増加しており、平成 18 年度には 20 万世帯を超え、19 年度は 209,165 世帯と平成 9 年度から約 5 万世帯増加した。

区内には、平成19年4月現在267の町会・自治会が設置されており、生活環境の向上、防犯・防火などについて様々な活動を行なっている。しかし、加入率は、世帯数の増加とは逆に、減少傾向にあり、平成19年度は64.9%と平成9年度から10%低下している。

全世帯数(世帯) 町会·自治会加入率 250,000 80% 75.3% 74.9% 74.2% 155,183155,539 157,336 161,153 166,406 170,876 174,941 180,407 185,937 190,879 197,531 201,930 209,165 75% 200,000 70% 150,000 69.6% 65.9% 64.99 65% 100,000 60% 50,000 55%

図表 III-49 区内世帯数と町会・自治会加入率の推移

注釈)町会・自治会加入率=加入世帯数/全世帯数。世帯数:平成8~10年度は1月1日現在、それ以外は4月1日現在の数値。

13

□□□ 全世帯数 → 加入率

14

15

16

17

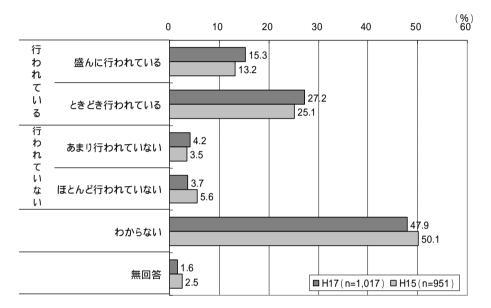
50%

18 19年度

b) 地域活動

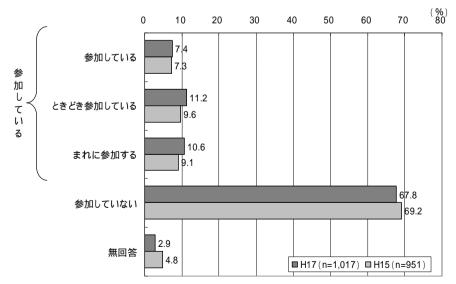
地域活動の実施状況に関する世論調査結果をみると、平成 17 年度は「盛んに行われている」 (15.3%)と、「ときどき行われている」 (27.2%)を合わせた「行われている」 (42.5%) は 4 割を越え、平成 15 年度の結果 (38.3%)をやや上回っている。

地域活動への参加状況に関しても、平成 17 年度で「参加している」(7.4%)と「ときどき参加している」(11.2%)、「まれに参加する」(10.6%)を合わせた「参加している」(29.2%)は約3割となっており、平成 15 年度をやや上回る結果となっている。



図表 III-50 地域活動の実施状況

資料)「第 17 回江東区政世論調査」(平成 17 年 12 月)、「第 16 回江東区世論調査」(平成 15 年 12 月)より

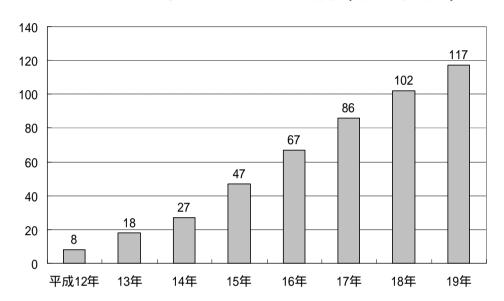


図表 III-51 地域活動への参加状況

資料)「第 17 回江東区政世論調査」(平成 17 年 12 月)、「第 16 回江東区世論調査」(平成 15 年 12 月)より

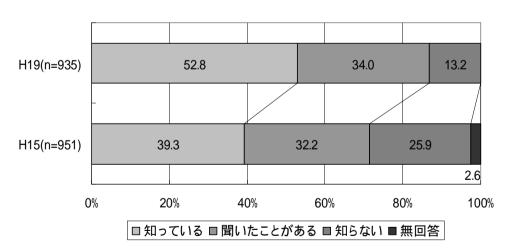
c) NPO 団体と活動

江東区内に事務所を置く NPO 法人は、年々増加しており、平成 12 年に 8 団体だったものが、平成 19 年には 117 団体と 14 倍にも増加している。また、団体の認知度も平成 15 年と平成 19 年を比較すると、「知っている」は 13.5 ポイント、「聞いたことがある」は 1.8 ポイントの増、「知らない」は逆に 12.7 ポイントの減となっており、着実に区民へ認知されてきている。



図表 III-52 江東区に事務所を置くNPO法人数の推移(各年3月末現在)





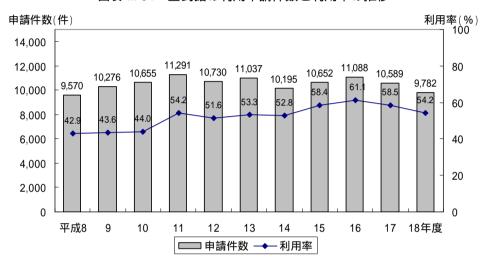
資料)「第 18 回江東区政世論調査」(平成 19 年 12 月)、「第 16 回江東区世論調査」(平成 15 年 12 月)より

d) 地域施設

d.1. 区民館

区民館は、町会やグループの会合、お茶などのおけいこに利用できる施設で、富岡、枝川、 豊洲、小松橋、東陽、砂町、南砂の7か所に設置されている。

これら区民館の利用申請件数は約1万件で推移しており、平成18年度の低下は、富岡区民館の改築による休館等の影響と推定される。



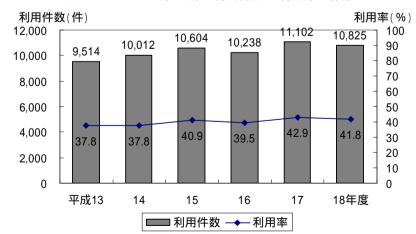
図表 III-54 区民館の利用申請件数と利用率の推移

注釈)利用率=申請件数/使用可能室数

d.2. 地区集会所

区内には、36 の地区集会所があり地域団体により自主的に管理運営されている。各種の会合や、グル・プ活動、趣味の会などで利用できる施設となっている。

これら地区集会所の利用件数は1万件前後で推移しており、平成18年度の利用件数は10,825件となっている。利用率は4割前後での推移となっている。



図表 III-55 地区集会所の利用件数と利用率の推移

注釈)利用率=利用件数/(午前・午後・夜間を2室として×350日)

d.3. 文化センター

文化センターは、江東区文化センターと6つの地域文化センターからなり、区民文化の発展 とコミュニティの振興を目的として、講座・イベント等の事業が実施されている。

文化センターの総利用者数は増加しており、平成 17 年度は 120 万人に達している。各文化センターにおける平成 14 年度からの利用者数の変化をみると、古石場文化センターの利用者数の伸びが最も大きく、次いで豊洲文化センター(工事休館による影響を推計)、江東区文化センターの順となっている。



図表 III-56 文化センターの総利用者数の推移

注釈) 江東区文化センター、亀戸文化センターは、ホールの利用者数を除く。

平成 14 年度 15 年度 16 年度 17年度 18年度 264.397 281,172 283.813 273.534 304.228 江東区文化センター 100.0% 106.3% 107.3% 103.5% 115.1% 141,082 146,218 152,961 153,624 144,188 東大島文化センター 100.0% 103.6% 108.4% 108.9% 102.2% 104,104 107,373 111,313 110,170 122,079 豊洲文化センター 102.6% 97.0% 100.0% 103.7% 113.7% 144,095 150,841 150,354 163,886 163,772 砂町文化センター 100.0% 104.7% 104.3% 113.7% 113.7% 174,911 167,765 171,163 170,042 184,739 森下文化センター 100.0% 102.0% 101.4% 110.1% 104.3% 106,464 110,902 118,768 134,596 133,898 古石場文化センター 100.0% 104.2% 111.6% 125.8% 126.4% 165,324 166,215 167,922 175,957 184,138 亀戸文化センター 100.0% 100.5% 101.6% 106.4% 111.4% 1,096,500 1,137,824 1,154,030 1,207,717 1,209,937 合計 100.0% 103.8% 105.2% 110.1% 110.3%

図表 Ⅲ-57 文化センターの利用者数の推移(上段:実数(人)、下段:平成14年度を基準とした指標値)

注釈) 江東区文化センター、亀戸文化センターは、ホールの利用者数を除く。 平成18年度豊洲文化センターは、工事のため2~3月休館。

2.地域コミュニティ

e) 交流活動

e.1. 区民まつり・江東花火大会

本区では、毎年 10 月中旬に都立木場公園を主会場として「世代をつなぐ心のふれあい」を テーマに開催される中央まつりのほか、亀戸夏まつり、大島地区まつり、砂町地区の3つの地 区まつりが開催されている。

中央まつりの来場者数は増加傾向にあり、平成 19 年度の来場者数は 42 万人となっている。 また、江東花火大会の観客数も増加傾向にあり、平成 19 年度の観客数は 30 万人となっている。

e.2. 国際交流

国際理解・国際交流の推進を目的として、国際交流友好の広場、国際交流のつどいの2つの事業が毎年実施されている。

図表 III-58 国際交流事業の概要と実績

四代 … 00 日					
事業名称	概要	実績			
国際交流友好の広場	在住外国人との交流を図りながら、国際理解・国際交流の推進を 区民にアピールするため、江東区 民まつり中央まつりの一環とし て国際交流友好の広場を実施。	(H19年度) 世界の踊り、コミュニケーション・カフェ、民族衣装試着、世界のバザール、英語ゲーム、クイズラリー、国際ボランティア活動紹介、外国人相談コーナー、外国語インフォーメーションコーナー等			
国際交流のつどい	地域社会の中での国際理解・国際 交流の推進のため、国境・文化・ 言葉を越えたふれあいの場とし て、在住外国人との交流のつどい を実施	(H18年度) 世界の料理、音楽、舞踊、民族衣装試着、 英語ゲーム、外国人相談コーナー、文化 紹介、世界のバザール、テーブルトーク、 国際ボランティア活動紹介等			

(3)区民の意識・意向(「江東区民意識意向調査(平成20年3月)」より)

a) 現在の状況・以前との比較

地域コミュニティに関する区民の評価のうち、現状においては、「町会・自治会や NPO・ボランティアなどコミュニティ活動の活発さ」で「良い」が 8.7%、「悪い」が 15.4%、「国内外の多様な人々との交流の活発さ」で「良い」が 2.2%、「悪い」が 25.2%で、悪いとする評価が高くなっている。

一方、以前との比較においては、「町会・自治会や NPO・ボランティアなどコミュニティ活動の活発さ」で「良くなっている」が 8.4%、「悪くなっている」が 6.5%、「国内外の多様な人々との交流の活発さ」で「良くなっている」が 5.2%、「悪くなっている」が 4.5%で、状況は改善されているとする評価が高くなっている。

図表Ⅲ-59 現在の状況 回答率一覧 < 地域コミュニティ関連項目 > (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良い(%)	ふつう (%)	悪い(%)	無回答(%)
町会・自治会やNPO・ボランティアなどコミュニティ活動の活発さ	8.7	57.7	15.4	18.2
国内外の多様な人々との交流の活発さ	2.2	52.0	25.2	20.6

図表III-60 以前との比較(4~5年前、それ以降に江東区に住まわれた方は転入当時と比べて) 回答率一覧 < 地域コミュニティ関連項目 > (N=1,302)

	,			
あなたの生活周辺環境	良くなった (%)	変わらない (%)	悪くなった (%)	無回答 (ぷ)
町会・自治会や NPO・ボランティアなどコミュニティ活動の活発さ	8.4	61.8	6.5	23.3
国内外の多様な人々との交流の活発さ	5.2	65.0	4.5	25.3

b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「町会・自治会や NPO・ボランティアなどコミュニティ活動の活発さ」が 9.8%で、「産業・コミュニティ・文化」に 関する事項の平均 9.1%を上回っている。一方、「国内外の多様な人々との交流の活発さ」が 2.0%で、産業・生活分野の平均 9.1%を下回っている。

図表III-61 優先度結果一覧 < 産業・生活分野 > (N=1,302)(ゴシック体は、地域コミュニティ関連項目)

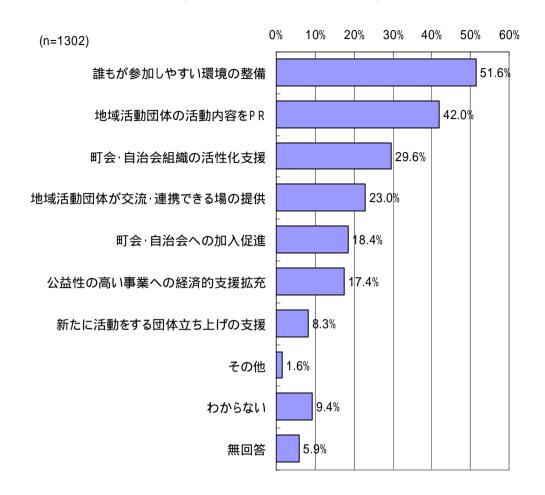
あなたの生活周辺環境	優先度(%)
だれもが参加しやすい生涯学習・スポーツの環境	20.1
伝統文化の保護や活用の状況	8.3
地域で芸術文化活動を楽しみ、参加できる機会	7.1
町会・自治会や NPO・ボランティアなどコミュニティ活動の活発さ	9.8
国内外の多様な人々との交流の活発さ	2.0
あらゆる分野に男女が平等に参画し、協働できる環境	4.2
観光客が増え、観光が活発化している様子	3.9
区内産業の活発さと中小企業への支援	11.5
魅力ある個店が並び、にぎわいのある商店街の様子	23.5
区内産業の後継者が育ち、受け継がれていく様子	4.8
消費者保護に関する啓発や相談体制の充実	4.9
産業・生活分野の平均優先度	9.1

注釈)優先度: 1番目に優先すべきとした回答割合(%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

c) 重点的な取り組みが求められている施策

今後区が進める地域活動を活性化するために重視すべき点において、「誰もが参加しやすい環境の整備」(51.6%)が最も高くなっており、地域コミュニティにおいてもこうした取り組みが求められているといえる。

図表III-62 町会・自治会やNPO・ボランティアなどの地域活動を活性化するために重視すべき取り組み (あてはまるもの3つ以内を選択)



(4)課題

- ・地域防災、子育てなど安全・安心なまちづくりなど、地域コミュニティに求められる役割は 一層重要となっている。本区は、下町社会の歴史的・伝統的文化を育んできた土地柄である が、こうした伝統に支えられ、より一層活力ある地域社会を形成することが必要である。
- ・マンションの急増による都市化の進展は、町会への加入率の低下の主要因となっているものと考えられ、下町の良さ(地域の連帯感)や活力の喪失が危惧される。区の人口が急増する中、地域活動に参加する区民の割合を高めるため、コミュニティ活動の場の確保、情報提供の促進、リーダーの育成などの取り組みが求められる。
- ・一方、コミュニティ活動として自発的な公益活動に着目すると、NPO・ボランティアの役割 は重要で、地域社会と積極的にかかわりを持てるような仕組みづくりを推進していく必要が ある。

3 . 男女共同参画

(1)社会経済潮流

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成 17 年 12 月に閣議決定された「男女共同参画基本計画(第 2 次)」では、12 の重点分野を掲げ、平成 32 年までを見通した施策の基本的方向と平成 22 年度末までに実施する具体的施策の内容が示されている。

直近の世論調査では、男女共同参画社会の実現に向け、就業と、子育て・介護との両立支援に対するニーズが高くなっている。

図表 Ⅲ-63 男女共同参画基本計画(第2次)のポイント

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で積極的改善措置に自主的に取り組むことを奨励。

女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報の一元化や関係機関のネットワーク化によるワンストップ・サービス等を提供する環境を構築。
- ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ (再就職、起業等)支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。 <u>男女雇用機会均等の推進</u>
- ・男女雇用機会均等法を改正。(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象とする等)

仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。
- ・短時間正社員など質の高い多様な働き方を普及。公務員については、常勤の国家公務員に育児・ 介護のための短時間勤務制度を導入。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。
- ・保育サービスの充実など、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実。

新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災(災害復興を含む)、地域おこし・まちづくり・ 観光、環境)における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

男女の性差に応じた的確な医療の推進

・医療関係者及び国民に男女の性差医療についての知識の普及を図る。

男性にとっての男女共同参画社会

・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

男女平等を推進する教育・学習の充実

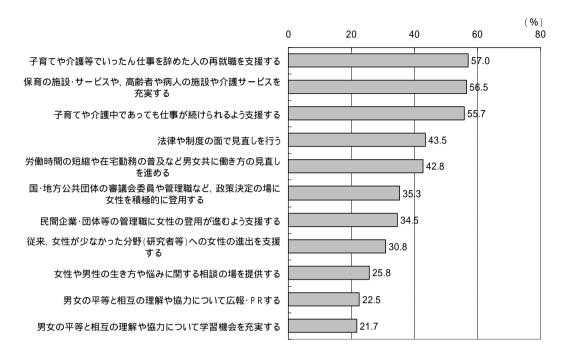
・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者の保護や自立支援等の施策の推進
- ・女性に対する暴力の予防のための対策の推進

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会 の実現を目指す。

資料)内閣府男女共同参画局ホームページより



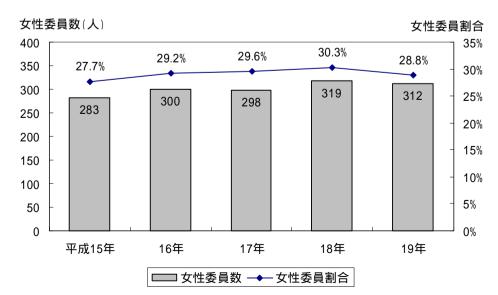
図表 III-64 男女共同参画社会実現のための行政に対する要望

資料)内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年8月)より

(2) 江東区の現状

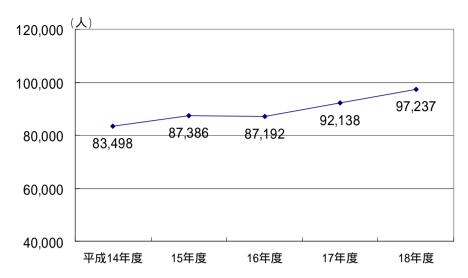
現状

「江東区男女共同参画プラン 2 1 (改定版)」では、本区の審議会等委員における女性委員の割合について、平成 21 年度の目標値として 40%を掲げているが、近年の同割合は 30%前後でほぼ横ばいとなっている。また、江東区男女共同参画推進センターの利用者数は増加傾向にあり、平成 18 年度は 97,237 人となっている。



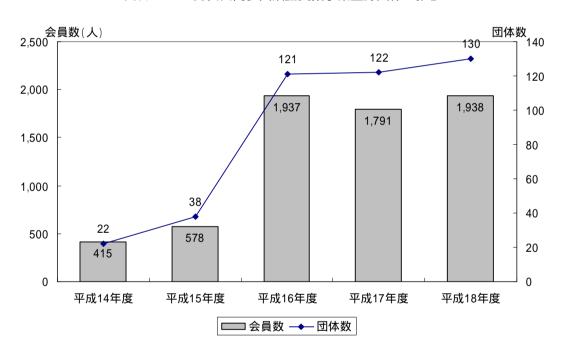
図表III-65 江東区の審議会等委員における女性委員数の推移

図表III-66 江東区男女共同参画推進センターの利用者数の推移



注釈)相談室、保育室の利用者数を除く

図表 III-67 男女共同参画活動支援事業登録団体の推移



関連個別計画

江東区男女共同参画プラン21(改定版)(平成18年3月)

*平成 13 年度に策定された「江東区男女共同参画プラン(第3次行動計画)」の改定版。 平成 18 年度から 22 年度までの5年間を計画期間として、5つの目標、15 のプラン(うち4つを重要プラン)を位置づけている。

3. 男女共同参画

(3)区民の意識・意向(「江東区民意識意向調査(平成20年3月)」より)

a) 現在の状況・以前との比較

男女共同参画に関する区民の評価のうち、現状においては、「あらゆる分野に男女が平等に参画し、協働できる環境」で「良い」が 3.1%、「悪い」が 12.4%で、悪いとする評価が高くなっている。

一方、以前との比較においては、「あらゆる分野に男女が平等に参画し、協働できる環境」で「良くなっている」が 6.0%、「悪くなっている」が 3.2%で、状況は改善されているとする評価が高くなっている。

図表III-68 現在の状況 回答率一覧 < 男女共同参画関連項目 > (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良い(%)	ぶつう (%)	悪い(%)	無回答(%)
あらゆる分野に男女が平等に参画し、協働できる環境	3.1	64.1	12.4	20.5

図表III-69 以前との比較(4~5年前、それ以降に江東区に住まわれた方は転入当時と比べて) 回答率一覧 < 男女共同参画関連項目 > (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良くなった (%)	変わらない (%)	悪くなった (%)	無回答(%)
あらゆる分野に男女が平等に参画し、協働できる環境	6.0	65.6	3.2	25.2

b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「あらゆる分野に男女が平等に参画し、協働できる環境」が4.2%で、産業・生活分野の平均9.1%を下回っている。

図表Ⅲ-70 優先度結果一覧 < 産業・生活分野 > (№1,302) (ゴシック体は、男女共同参画関連項目)

あなたの生活周辺環境	優先度(%)
だれもが参加しやすい生涯学習・スポーツの環境	20.1
伝統文化の保護や活用の状況	8.3
地域で芸術文化活動を楽しみ、参加できる機会	7.1
町会・自治会や NPO・ボランティアなどコミュニティ活動の活発さ	9.8
国内外の多様な人々との交流の活発さ	2.0
あらゆる分野に男女が平等に参画し、協働できる環境	4.2
観光客が増え、観光が活発化している様子	3.9
区内産業の活発さと中小企業への支援	11.5
魅力ある個店が並び、にぎわいのある商店街の様子	23.5
区内産業の後継者が育ち、受け継がれていく様子	4.8
消費者保護に関する啓発や相談体制の充実	4.9
産業・生活分野の平均優先度	9.1

注釈)優先度: 1番目に優先すべきとした回答割合(%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

(4)課題

- ・政策・方針決定過程の場における女性の参画を促進していく必要がある。特に、女性委員が「0」の審議会等については、その解消に向け、引き続き庁内、関係機関への啓発活動が求められている。
- ・団塊世代の地域回帰により、生涯学習・地域活動が活発化していくことが想定され、あらゆる場における男女平等教育を推進していく必要がある。
- ・育児・介護等家庭生活と仕事との両立が可能な意識改革が必要とされている。具体的には、 少子化対策、価値観の多様化から、男性を中心とした働き方の見直しが必要とされており、 社会全体の労働力不足等から子育で等によりいったん仕事を中断した女性の再チャレンジを 促進していくことが求められている。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力 を防止し、被害者の自立を支援するとともに適切な保護を図る必要がある。また、配偶者か らの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的な取り組みを進めていくことが求められて いる。

4 . 生涯学習・文化

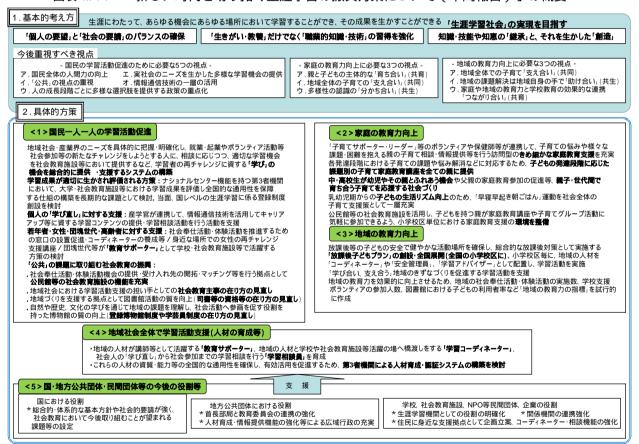
(1)社会経済潮流

生涯学習

改正教育基本法の基本理念において、生涯学習は、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を生かすことができる「生涯学習社会」の実現を目指すこととされている。平成 19 年 1 月には、これを受け、中央教育審議会は「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(中間報告)」を公表している。同報告においては、「『個人の要望』と『社会の要請』のバランスの確保」「『生きがい・教養』だけでなく『職業的知識・技術』の習得を強化」「知識・技能や知恵の『継承』と、それを生かした『創造』」を基本的な考え方として、学校・家庭・地域が連携協力しながら、それぞれの教育力の向上を図るとともに、社会全体で生涯学習社会の実現を目指すこととしている。

また、個別分野では、平成 18 年 9 月、スポーツ振興基本計画(平成 12 年 9 月)が改定され、「スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策」が計画に追加された。

図表 III-71 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(中間報告)」の概要



出典)中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(中間報告)」 (平成19年1月)

図表 Ⅲ-72 スポーツ振興基本計画の概要

1.スポーツの振興を通じたこどもの体力の向上方策

政策目標:こどもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に 転ずることを目指す。【18年9月の改定で追加】

【政策目標達成のため必要不可欠である施策】

こどもの体力の重要性について正しい認識を持つための国民運動の展開 学校と地域の連携による、こどもを惹きつけるスポーツ環境の充実

2 . 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

政策目標:生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指す。【平成12年度:37.2% 平成17年度44.4%】

【政策目標達成のため必要不可欠である施策】

総合型地域スポーツクラブの全国展開

2010年までに、全国の各市区町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成。 (将来的には中学校区程度の地域に定着)

2010年までに、各都道府県において少なくともひとつは広域スポーツセンターを育成。(将来的には広域市町村単位に設置)

3. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

政策目標:オリンピックにおけるメダル獲得率が、夏季・冬季合わせて3.5%となることを目指す。 【アトランタ+リレハンメル:1.85% アテネ+トリノ:3.22%】

【政策目標達成のため必要不可欠である施策】

ジュニア期からトップレベルに至るまでの一貫指導システムの構築

ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設の早期整備と競技別強化拠点の指定と支援

指導者の養成・確保(専任化の促進、ナショナルコーチアカデミー制度の創設等)

資料)文部科学省資料(中央教育審議会 教育振興基本計画特別部会(第2回)配付資料) より 文化

文化芸術振興基本法に基づき閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)」(平成19年2月)では、文化芸術の意義を、「文化力」は国の力、文化芸術と経済は密接に関連の2つの観点から整理し、文化芸術は国民全体の社会的財産であり、一層の振興を図ることにより、「文化芸術立国」を目指すこととしている。

また、安倍前内閣が設置したアジア・ゲートウェイ戦略会議では、近年、アニメ、ゲーム、マンガ等の日本のポップカルチャーやライフスタイルが世界で高く評価されていることを受け、アニメや音楽などのコンテンツ、食文化や伝統文化などについて、国際競争力や世界への情報発信力を強化するため「日本文化産業戦略」(平成 19 年 5 月)を策定している。同戦略では、地域の文化資源の価値を再評価し、観光資源としての活用や産業化、あるいはコミュニティの再構築など、地方自治体が自らこれらを戦略的に活用していく視点が重要としている。

図表 Ⅲ-73 文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)の概要



出典)文部科学省資料(中央教育審議会 教育振興基本計画特別部会(第2回)配付資料)

図表 Ⅲ-74 アジア・ゲートウェイ戦略会議「日本文化産業戦略」(抜粋)

「文化資源」は、日本各地域に存在。歴史的文化資産や町並み、景観、伝統文化・伝統芸能、米をはじめとする多様な食文化などの地域の「文化資源」の価値を再評価し、有効に活用することは、地域の活性化にも結びつく。今後、地域経済や地域社会において、地域に根ざした伝統文化・芸能をはじめとする「文化資源」の持つ価値は益々その重要性を増す。観光資源としての活用や産業化、あるいはコミュニティの再構築など、各自治体が自らこれらを戦略的に活用していく視点が重要。

資料)アジア・ゲートウェイ戦略会議「日本文化産業戦略」(平成19年5月)より

(2) 江東区の現状

現状

a) 生涯学習

a.1. 生涯学習・スポーツの登録団体

区内を中心に文化、学習、スポーツなどの分野で活動している登録団体数は、平成 16 年度よりスポーツ関係団体が加わり、約 1000 前後での安定した推移となっている。平成 18 年度は992 団体が登録しており、その内訳はスポーツ関係団体が 530 団体、社会教育関係団体が 372 団体、青年関係団体が 90 団体となっており、活動内容は芸術や趣味・教養・スポーツ、ボランティアなど多岐にわたり、主に学校、区民館、文化センター、スポーツセンターなど多様な施設を学びの場として継続的に活動が行われている。

また、児童館や福祉会館などでも、地域に根付いた活動をしている団体・サークルがあり、 その活動は青少年から高齢者まで、年齢的にも幅広いものとなっている。



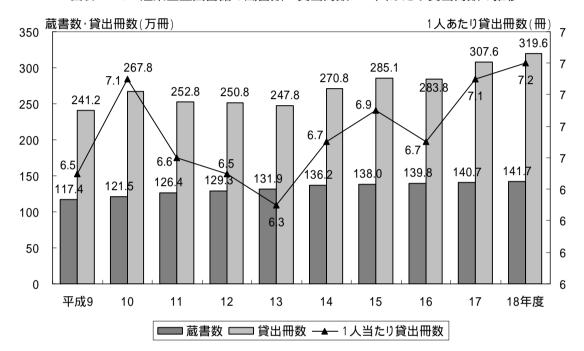
図表 Ⅲ-75 生涯学習・スポーツの登録団体の推移

注釈)社教・・・社会教育関係団体 社会教育係所管) 青年・・・青年団体、青少年団体 青少年センター所管) スポーツ・・・スポーツ関係団体 体育係所管)

a.2. 図書館

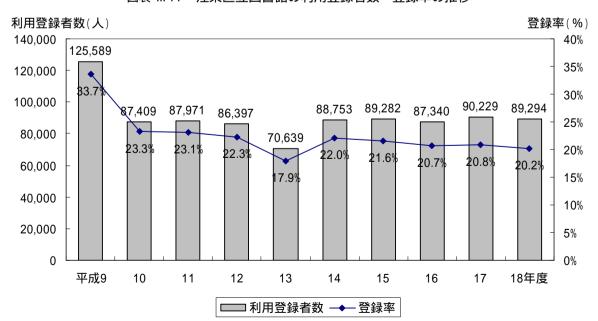
本区には 11 館の区立図書館があり、蔵書数・貸出冊数は増加傾向にある。平成 18 年度の蔵書数は約 140 万冊、貸出冊数は約 320 万冊となっている。また、1 人あたりの貸出冊数についても平成 18 年度は 7.2 冊と、平成 9 年度から 0.7 冊増加している。

区立図書館の利用登録者数はほぼ横ばいでの推移となっており、平成 18 年度は 89,294 人となっている。登録率は減少傾向が続いており、平成 18 年度は 20.2%となっている。



図表 III-76 江東区立図書館の蔵書数・貸出冊数・1人あたり貸出冊数の推移

注釈)人口は住民基本台帳人口+外国人登録人口



図表 III-77 江東区立図書館の利用登録者数・登録率の推移

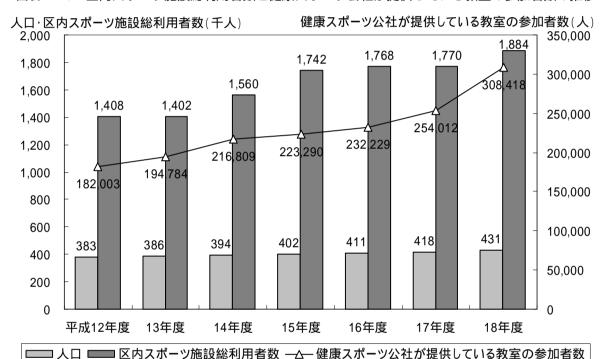
注釈)登録率=利用登録者数/人口

a.3. 体育施設

本区には、スポーツ会館、深川スポーツセンター、亀戸スポーツセンター、有明スポーツセンター、東砂スポーツセンター、深川北スポーツセンターの6つの区民体育館が、区民が体力づくり、レクリエーションの場として気軽に利用でき、スポーツを生活の一部と楽しめることで健康で文化的な生活の向上に寄与するよう設置されている。

平成 18 年度のこれら施設の総利用者数は 188 万人に達し、近年の健康意識や介護予防の意識の高まりや人口増加を背景として、増加傾向にある。また、健康スポーツ公社が提供している教室の参加者数も増加しており、今後も区民体育館の健康増進施設としての役割はますます高まるものと考えられる。

図表 |||-78 区内スポーツ施設総利用者数と健康スポーツ公社が提供している教室の参加者数の推移

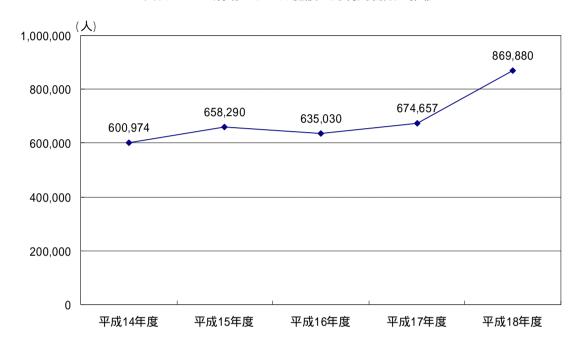


注釈)人口は住民記録+外国人登録人口 資料)特別区協議会「特別区の統計」より

b) 文化

b.1. 文化芸術活動

本区では、劇場・ホールとして、江東区文化センターホール、亀戸文化センターホール、総合区民センター公会堂、江東公会堂大ホール、江東公会堂小ホール、深川江戸資料館小劇場がある。これら施設の総利用者数は増加傾向にあり、平成18年度は約87万人となっている。



図表 Ⅲ-79 劇場・ホール施設の総利用者数の推移

図表 Ⅲ-80 ホール利用者数の推移(上段:実数(人)、下段:平成14年度を基準とした指標値)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17年度	18 年度
江東区文化	104,121	135,509	63,659	122,969	165,871
センターホール	1.00	1.30	0.61	1.18	1.59
亀戸文化	74,559	88,807	106,347	106,989	95,978
センターホール	1.00	1.19	1.43	1.43	1.29
総合区民	60,853	59,025	61,435	67,432	74,961
センター公会堂	1.00	0.97	1.01	1.11	1.23
江東公会堂	254,484	268,348	294,216	262,443	407,917
大ホール	1.00	1.05	1.16	1.03	1.60
江東公会堂	46,769	49,068	45,781	51,133	57,770
小ホール	1.00	1.05	0.98	1.09	1.24
深川江戸資料館	60,188	57,533	63,592	63,691	67,383
小劇場	1.00	0.96	1.06	1.06	1.12
合計	600,974	658,290	635,030	674,657	869,880
	1.00	1.10	1.06	1.12	1.45

注釈)文化センターホールは、平成16年度6月~11月、改修工事のため休止

b.2. 文化財

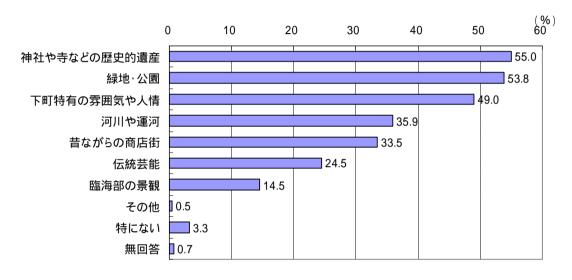
本区内には史跡や江戸時代からの無形民俗文化財を中心として数多くの文化財が存在している。世論調査でも、「将来、江東区内に残していきたいもの」として、「神社や寺などの歴史的資産」が最も多くなっている。

伝統文化に親しめる施設の来館者数は、平成18年度は約15万人となっている。

図表 III-81 江東区内の文化財 (H19.12.31現在)

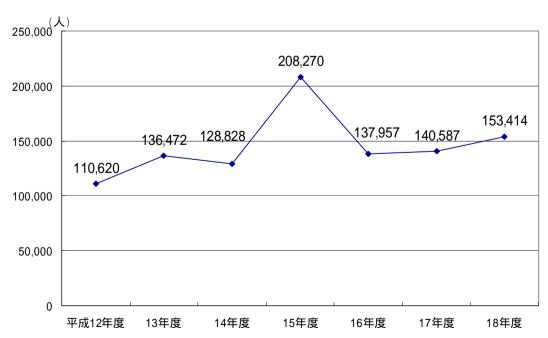
	,
登録文化財総数	1,047
指定文化財総数	27

図表 III-82 将来、江東区内に残していきたいもの (n=1,017)



資料)「江東区政世論調査」(平成17年12月)より

図表 Ⅲ-83 伝統文化に親しめる施設の来館者数の推移



関連個別計画

江東まなびプラン(第2次生涯学習・スポーツ推進基本計画)改訂版(平成18年7月) *平成13年度から平成21年度までの9年間を計画期間として、「まなびプラン」のフレームを受け継ぎながら、フリーター・ニートと言われる青年の増加やこどもが被害者となる事件の多発等この間の情勢の変化を踏まえて策定された後期計画。

(3)区民の意識・意向(「江東区民意識意向調査(平成20年3月)」より)

a) 現在の状況・以前との比較

生涯学習・文化に関する区民の評価のうち、現状においては、「だれもが参加しやすい生涯学習・スポーツの環境」で「良い」が 13.1%、「悪い」が 8.7%、「伝統文化の保護や活用の状況」で「良い」が 10.9%、「悪い」が 6.6%で、良いとする評価が高くなっている。一方、「地域で芸術文化を楽しみ、参加できる機会」で「良い」が 10.1%、「悪い」が 12.9%で、悪いとする評価が高くなっている。

また、以前との比較においては、「だれもが参加しやすい生涯学習・スポーツの環境」で「良くなっている」が 17.1%、「悪くなっている」が 2.1%、「地域で芸術文化を楽しみ、参加できる機会」で「良くなっている」が 11.5%、「悪くなっている」が 3.8%、「伝統文化の保護や活用の状況」で「良くなっている」が 8.9%、「悪くなっている」が 3.3%で、状況は改善されているとする評価が高くなっている。

図表III-84 現在の状況 回答率一覧 < 生涯学習・文化関連項目 > (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良い(%)	ふつう (%)	悪い(%)	無回答(%)
だれもが参加しやすい生涯学習・スポーツの環境	13.1	60.5	8.7	17.7
伝統文化の保護や活用の状況	10.9	62.7	6.6	19.8
地域で芸術文化活動を楽しみ、参加できる機会	10.1	57.3	12.9	19.7

図表III-85 以前との比較(4~5年前、それ以降に江東区に住まわれた方は転入当時と比べて) 回答率一覧<生涯学習・文化関連項目>(N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良くなった (%)	変わらない (%)	悪くなった (%)	無回答(%)
だれもが参加しやすい生涯学習・スポーツの環境	17.1	57.8	2.1	23.0
伝統文化の保護や活用の状況	8.9	62.9	3.3	24.9
地域で芸術文化活動を楽しみ、参加できる機会	11.5	59.9	3.8	24.8

b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「だれもが参加しやすい生涯学習・スポーツの環境」が20.1%で、産業・生活分野の平均9.1%を上回っている。一方、「地域で芸術文化を楽しみ、参加できる機会」が7.1%、「伝統文化の保護や活用の状況」が8.3%で、産業・生活分野の平均9.1%を下回っている。

図表Ⅲ-86 優先度結果一覧 < 産業・生活分野 > (N=1,302) (ゴシック体は、生涯学習・文化関連項目)

あなたの生活周辺環境	優先度(%)
だれもが参加しやすい生涯学習・スポーツの環境	20.1
伝統文化の保護や活用の状況	8.3
地域で芸術文化活動を楽しみ、参加できる機会	7.1
町会・自治会や NPO・ボランティアなどコミュニティ活動の活発さ	9.8
国内外の多様な人々との交流の活発さ	2.0
あらゆる分野に男女が平等に参画し、協働できる環境	4.2
観光客が増え、観光が活発化している様子	3.9
区内産業の活発さと中小企業への支援	11.5
魅力ある個店が並び、にぎわいのある商店街の様子	23.5
区内産業の後継者が育ち、受け継がれていく様子	4.8
消費者保護に関する啓発や相談体制の充実	4.9
産業・生活分野の平均優先度	9.1

注釈)優先度: 1番目に優先すべきとした回答割合(%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

(4)課題

生涯学習

- ・団塊世代の大量退職を背景として、今後、さらに地域における学習ニーズは高まるものと考えられる。このため、高齢者を中心に誰もが学びやすい環境を整備していく必要があり、地域住民の身近な学習ニーズや行政課題の把握、設定等を改めて十分検討し、取り組むことが必要である。また、既存施設の効率的な活用を促進していく必要がある。
- ・学習成果を活かしている人は依然として少数にとどまっており、区民の学習成果を活かす機 会の提供が求められる。

生涯学習における多彩な学習ニーズに対応するため、生涯学習関係機関の連携が求められる。

文化

・文化の価値に対する認識は高く、伝統文化を知る機会や親しむ機会の提供と支援が求められている。また、区民が参加する文化・芸術活動の比率は増加しており、今後も余暇時間の増加や団塊世代の大量退職に伴い、文化・芸術活動に接するニーズは増えていくことが見込ま

れる。

・観光資源としての活用や産業化など戦略的な文化財の活用が求められている。特に、地域の 伝統文化について知るための教育分野との連携(コミュニティの再構築など)が重要になる と考えられる。